

広島県告示第三百五十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

平成二十七年五月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

西城川漁業協同組合

2 住所

庄原市川手町五十四―一

二 免許番号

内水共第三十八号及び内水共第三十九号

三 変更の内容

第五条第一項の表を次のように改める。

ア 区 域	イ 漁具, 漁法	ウ 期 間
西城川と比和川の合流点から新永原大橋まで、庄原市高町市場五反瀬橋上流から庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点まで及び庄原市掛田町明神瀬橋上流から庄原市川手町青木井堰まで（友釣専用区）	手釣, 竿釣, つけ針, 投釣, うなぎかご以外の全漁具, 漁法	あゆ解禁日から7月31日まで
庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点から上流坂根橋までの小鳥原川の区域	全漁具, 漁法	9月1日から翌年まで
庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点から上流古谷橋までの西城川の区域	〃	〃
庄原市西城町油木地内中電落合発電所堰堤から上流県民の森の境界までの六の原川の区域	〃	〃
庄原市西城町別所新別所橋から上流土深橋までの熊野川の区域	〃	〃
庄原市西城町入江入江橋から上流二本枒川と大屋川の合流点までの大屋川の区域	〃	〃
庄原市川北町きびぎき橋から上流長野川と川北川の合流点までの川北川の区域	〃	〃
庄原市比和町須川上橋から上流熊野橋までの古頃川の区域	〃	〃

庄原市比和町新永原大橋から上流木次屋橋までの比和川の区域	”	”
------------------------------	---	---

付則として次の内容を追加する。「附則（平成27年5月18日）この規則は、知事の認可のあった日から施行する。」